

令和 7 年度茨城県消防協会事業計画について

事業名	計画の概要
1 公益 1 事業 (消防防災技術の向上及び消防団等の組織の強化) (1) 消防ポンプ操法競技大会 (2) 全国消防操法大会 (3) 消防救助技術大会 (4) 消防ポンプ操法競技大会審査員研修会 (5) 消防団長研修会 (6) 消防団員指導員研修 (7) 日本消防協会主催研修事業への参加 (8) 女性消防団員支部別情報交流会助成等 (9) 女性消防団員活性化大会 (10) 支部別団長等懇談会 (11) 理事研修会	・ 消防団員の消防ポンプ操法技術の向上及び士気の高揚を図るため、全市町村が参加して県内 6 地区において、県との共催により、第 76 回茨城県ポンプ操法競技大会地区大会を開催する。 ・ 第 26 回全国女性消防操法大会に出場する本県代表女性消防団員へ激励金を交付する。 ・ 消防職員の救助技術の向上を図るため、県消防長会との共催により、消防救助技術大会を開催する。 ・ 消防ポンプ操法競技大会審査員を養成するための研修会を実施する。 ・ 消防団に係る諸課題について調査研究するため、県との共催により、全消防団長を対象とした研修会を開催する。 ・ 消防団運営の活性化を図るため、団活動の中核を担う団員を対象に、消防団員指導員研修を実施する。 ・ (公財) 日本消防協会が行う消防団幹部特別研修、及び幹部候補中央研修に、県内消防団員が参加するための連絡調整を行う。 ・ 各支部が行う女性消防団員情報交流会の経費の一部を助成するとともに、女性消防団を新設する消防団に対し、活動服購入等経費の一部を助成する。 ・ 県内女性消防団の更なる活性化を図るため、県との共催により、茨城県女性消防団員活性化大会を開催するほか、第 30 回全国女性消防団員活性化長崎大会への参加研修事業を実施する。 ・ 県内 6 支部において、消防団活性化や団員確保対策等諸課題について意見交換を行う。 ・ 消防協会理事・監事を対象として、県外災害事象等の視察研修を実施する。
2 公益 2 事業 (消防職・団員の士気の高揚と	

組織の強化) (1) 消防殉職者慰霊祭 (2) 全国消防殉職者慰霊祭 (3) 消防大会 (4) 定例表彰 (5) 消防関係者叙勲・褒章等 受章祝賀会 (6) 退職消防団長報償 (7) 退職消防団員報償 (8) 健康増進事業 (9) 消防車両等寄贈 (10) 海外視察研修	・ 消防業務遂行中に殉職された県内の消防職・団員の御霊を慰めるため、消防殉職者慰霊祭を執り行う。 ・ (公財) 日本消防協会主催の全国消防殉職者慰霊祭に、殉職された消防職・団員の本県遺族代表と共に参列する。 ・ 消防防災思想の高揚と消防関係者の功績者の表彰を行うため、県との共催により、消防大会を開催する。 ・ (公財) 日本消防協会が行う定例表彰に県内の候補者を上申するとともに、受賞者には表彰物品を伝達する。 ・ 令和 7 年の消防関係叙勲・褒章等受章者及び元所属消防団長・消防長等を招待して、受章祝賀会を開催する。 ・ 退職消防団長に感謝状の記念盾を贈呈する。 ・ 県の委託を受け、勤続 5 年以上～15 年未満の退職消防団員に感謝状と記念品を贈呈する。 ・ 消防団員等福祉共済制度の加入消防団に対して、健康増進器具等を配布する。 ・ (公財) 日本消防協会が行う発展途上国等への消防車両等寄贈事業について、県内消防機関との調整を行う。 ・ (公財) 日本消防協会が行う海外視察研修に参加するための連絡調整を行う。
3 公益 3 事業 (地域連携の強化及び消防防災思想の普及広報活動) (1) 地域交流活動促進事業の 助成 (2) 県内消防関係団体等への 助成	・ 地域住民・企業等との交流活動を行う消防団に対し、活動に要する経費の一部を助成する。 ・ 消防団が主催する団員相互のレクリエーション事業経費の助成 ・ 消防団に機能別消防団を創設するとき、または初めて機能別消防団員を採用するときの経費の助成 ・ 民間防火組織の育成を図るために、女性防火・防災クラブ連絡協議会及び幼少年女性防火・防災委員会が行う活動経費の助成 ・ 消防長会の各種研究部会が行う活動経費の助成 ・ 元消防団長等で組織する消防纏会が行う活動経費の助成 ・ 県内 6 支部が行う支部活動経費の助成

(3)機関紙の発行	・「茨城消防」を隔月発行し、県内消防団、消防本部及び関係機関に配布するほか、ホームページにも掲載する。
(4)防火ポスターの配布	・(公財)日本消防協会が発行する月刊誌や防火ポスターを県内消防団及び消防本部へ配布する。
(5)新聞掲載・ラジオ放送	・火災予防運動週間及び防災の日に、新聞広告やラジオ放送を活用して、防火防災思想の普及を図る。
(6)役員会議	・(公財)日本消防協会が開催する役員会議等に会長等が出席する。
(7)関東甲信地区消防協会会議	・関東甲信地区の輪番都県で開催される消防協会会議に会長が出席する。
(8)事務局長会議	・(公財)日本消防協会が開催する消防協会事務局長会議に事務局長が出席する。
(9)関東甲信地区消防協会事務局長会議	・関東甲信地区の輪番都県で開催される消防協会事務局長会議に事務局長他が出席する。
(10)日本消防協会各種事業担当者会議	・(公財)日本消防協会が開催する関東甲信地区の消防協会事業担当者会議に出席する。
(11)その他各種調査等	・その他各種調査・照会事項等に対応する。
4 共益事業 (消防団員等を対象とした共済事業)	
(1)弔慰金・障害見舞金等の贈呈	・職務のため死亡又は職務上の傷病により重度障害となった消防職・団員に殉職弔慰金又は障害見舞金を、また、それ以外で亡くなられた消防職・団員に弔慰金を贈呈する。
(2)福祉共済事業	・(公財)日本消防協会が行う消防職・団員のための福祉共済制度の事務処理を行う。
(3)火災共済事業	・(公財)日本消防協会が行う消防職・団員のための火災共済制度の事務処理を行う。
(4)消防個人年金事業	・(公財)日本消防協会が行う消防職・団員のための消防個人年金制度の事務処理を行う。
(5)その他共済事業	・(公財)日本消防協会が行う女性消防隊員等のための福祉共済制度等の事務処理を行う。